

自己資本の充実の状況について(その1)

■ 自己資本の構成に関する事項(1)

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定の額	56,291	64,185
うち、出資金及び資本剰余金の額	19,714	23,507
うち、利益剰余金の額	37,165	41,340
うち、外部流出予定額(△)	588	662
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,825	5,473
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,825	5,473
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	253	119
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	61,371	69,779
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	74	112
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	74	112
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	45	1
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	119	113
自己資本		
自己資本の額(ハ)=(イ)-(ロ)	61,251	69,665
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	577,293	639,015
資産(オン・バランス)項目	575,258	638,456
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,820	2,664
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)	-	-
うち、繰延税金資産	-	-
うち、前払年金費用	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	2,820	2,664
オフ・バランス等取引項目	2,035	558
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-	-

■ 自己資本の構成に関する事項 (2)

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	30,377	31,812
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	607,671	670,827
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	10.07%	10.38%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

■ 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

銀行勘定の金利リスク(通称:IRRBB)					
項番		ΔEVE(経済価値の変動)		ΔNII(期間収益の変動)	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	30,031	24,021	4,409	4,551
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	17,079	12,342		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	-	-		
7	最大値	30,031	24,021	4,409	4,551
		令和3年度	令和4年度		
8	自己資本の額	61,251	69,665		

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、平成31年3月末からΔEVE^{*}を開示しております。また、令和2年3月末からΔNII^{**}を開示しております。
- ※ΔEVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
- ※ΔNIIとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
3. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIに関する事項は以下のとおりです。
- (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
 - (2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - (3) 流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
 - (4) 固定金利貸出の期限前償還および定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
 - (5) IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。
 - (6) IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮していません。
 - (7) 内部モデルは使用していません。
 - (8) 前事業年度末の開示からの変動に関しては、令和5年3月末のΔEVEは240億円(前期末比△60億円) ΔNIIは45億円(前期比+1億円)となりましたが、適切な範囲であると判断しております。
 - (9) 自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を鑑みて、健全性については問題ありません。
4. ΔEVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、パーセンタイル値を用いて算出しています。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、 所要自己資本の額合計	577,293	23,091	639,015	25,560
①標準的手法が適用されるポート フォリオごとのエクスポージャー	574,472	22,978	636,350	25,454
(i) ソブリン向け	3,966	158	4,005	160
(ii) 金融機関向け	33,972	1,358	30,128	1,205
(iii) 法人等向け	165,022	6,600	190,906	7,636
(iv) 中小企業等・個人向け	96,431	3,857	100,352	4,014
(v) 抵当権付住宅ローン	35,491	1,419	39,151	1,566
(vi) 不動産取得等事業向け	178,427	7,137	206,463	8,258
(vii) 三月以上延滞等	953	38	990	39
(viii) 出資等	3,044	121	6,626	265
出資等のエクスポージャー	3,044	121	6,626	265
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本等 調達手段のうち対象普通出資 等及びその他外部TLAC関連 調達手段に該当するもの以外 のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
(x) 信用協同組合連合会 の対象普通出資等で あってコア資本に係る 調整項目の額に算入さ れなかった部分に係る エクスポージャー	2,416	96	2,416	96
(xi) その他	54,745	2,189	55,310	2,212
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンドレート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額	2,820	112	2,664	106
⑤他の金融機関等の対象資本 調達手段に係るエクスポージャー に係る経過措置によりリスク・ アセットの額に算入されなかつ たものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を 8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連 エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	30,377	1,215	31,812	1,272
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	607,671	24,306	670,827	26,833

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびに
オフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金
融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公
社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内にお
いてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国
際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日か
ら3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン
向け」、「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向
け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことで

5. 「その他」とは、(i)~(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、
有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合では基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%} \div 8\% \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高 (地域別・業種別・残存期間別) (単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメントおよび その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取引			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国 内	1,036,830	1,011,498	706,543	780,675	59,390	58,894	-	-	1,947	2,951
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	1,036,830	1,011,498	706,543	780,675	59,390	58,894	-	-	1,947	2,951
製 造 業	66,118	70,601	40,070	44,570	24,454	24,437	-	-	-	58
農 業、林 業	1,725	1,985	1,725	1,985	-	-	-	-	-	-
漁 業	894	925	894	925	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	305	307	5	7	300	300	-	-	-	-
建 設 業	111,509	122,433	108,181	119,107	2,721	2,719	-	-	269	932
電気・ガス・熱供給・水道業	8,034	7,916	6,136	6,019	1,225	1,223	-	-	-	-
情 報 通 信 業	6,925	6,716	4,595	4,699	1,840	1,530	-	-	-	5
運 輸 業、郵 便 業	31,238	33,973	26,589	29,337	4,355	4,341	-	-	9	62
卸 売 業、小 売 業	59,467	62,307	56,069	58,927	3,392	3,373	-	-	289	263
金 融 業、保 険 業	253,609	154,050	1,031	1,473	1,201	1,201	-	-	-	46
不 動 産 業	238,577	272,436	233,198	267,069	5,365	5,358	-	-	404	557
物 品 賃 貸 業	1,636	1,753	1,636	1,753	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	15,116	17,361	15,116	17,361	-	-	-	-	-	205
宿 泊 業	1,583	1,644	1,583	1,644	-	-	-	-	-	260
飲 食 業	17,452	19,353	17,450	19,353	-	-	-	-	161	33
生活関連サービス業、娯楽業	14,630	17,051	14,626	17,047	-	-	-	-	4	3
教育、学習支援業	1,785	2,372	1,785	2,372	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	3,259	3,648	3,081	3,470	-	-	-	-	-	22
その他のサービス	43,127	50,878	36,103	43,856	7,016	7,014	-	-	206	139
そ の 他 の 産 業	2,528	2,945	2,528	2,945	-	-	-	-	-	20
国・地方公共団体等	12,000	11,445	4,463	4,032	7,518	7,394	-	-	-	-
個 人	128,221	132,611	128,221	132,611	-	-	-	-	601	341
そ の 他	17,082	16,779	1,449	102	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	1,036,830	1,011,498	706,543	780,675	59,390	58,894	-	-	1,947	2,951
1 年 以 下	290,280	339,294	186,511	252,872	422	1,021	-	-	-	-
1年超 3年以下	241,778	326,822	99,630	259,615	2,947	4,207	-	-	-	-
3年超 5年以下	88,905	140,764	79,817	136,927	3,088	3,836	-	-	-	-
5年超 7年以下	68,099	59,237	63,046	54,271	5,052	4,966	-	-	-	-
7年超 10年以下	96,477	75,967	66,697	47,022	29,779	28,945	-	-	-	-
10 年 超	226,705	45,820	208,605	29,903	18,099	15,917	-	-	-	-
期間の定めのないもの	9,608	9,001	914	62	-	-	-	-	-	-
そ の 他	14,974	14,588	1,320	-	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	1,036,830	1,011,498	706,543	780,675	59,390	58,894	-	-	-	-

(注) 1. 「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等の資産や宗教法人、社団等が含まれます。
 4. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 (単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一 般 貸 倒 引 当 金	令和 3 年度	5,318	4,825	5,318	4,825
	令和 4 年度	4,825	5,473	4,825	5,473
個 別 貸 倒 引 当 金	令和 3 年度	2,880	3,606	1,540	4,945
	令和 4 年度	4,945	1,211	3,205	2,951
合 計	令和 3 年度	8,198	8,431	6,858	9,771
	令和 4 年度	9,771	6,684	8,031	8,425

(3) 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国内	2,880	4,945	3,606	1,211	1,540	3,205	4,945	2,951	6	0
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別合計	2,880	4,945	3,606	1,211	1,540	3,205	4,945	2,951	6	0
製造業	18	58	40	0	0	0	58	58	-	0
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	51	-	-	-	51	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	550	1,435	1,381	327	495	830	1,435	932	0	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	6	6	6	-	6	6	6	-	-
運輸業、郵便業	61	295	261	-	26	233	295	62	-	-
卸売業、小売業	231	728	589	51	92	515	728	264	0	-
金融業、保険業	18	51	33	20	0	5	51	66	-	-
不動産業	1,285	1,360	653	212	579	1,015	1,360	557	4	0
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	260	-	-	-	260	-	-
飲食業	58	169	150	1	39	136	169	33	-	0
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	2	2	-	-	2	2	-	-	-
医療、福祉	-	24	24	-	-	1	24	23	-	-
その他のサービス	345	482	256	149	119	282	482	349	1	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	263	335	211	186	139	180	335	341	0	0
合計	2,880	4,945	3,606	1,211	1,540	3,205	4,945	2,951	6	0

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、国外に該当する項目はありません。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	69,769	-	70,972
10%	-	37,736	-	40,245
20%	7,006	250,045	7,005	148,659
35%	-	93,968	-	104,590
50%	53,517	1,390	54,028	67
75%	-	130,014	-	134,307
100%	1,251	390,442	1,251	448,999
150%	-	450	-	635
250%	-	1,235	-	735
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	61,775	975,054	62,285	949,213

(注) 1.格付は、適格格付機関が付与しているものを記載しています。

2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■ 派生商品取引および長期決済期間取引の
取引相手のリスクに関する事項
該当ございません。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項
該当ございません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	101,069	20,441	2,260	3,323	-	-
① ソブリン向け	-	-	-	-	-	-
② 金融機関向け	92,600	12,800	-	-	-	-
③ 法人等向け	3,043	2,909	80	97	-	-
④ 中小企業等・個人向け	2,005	1,817	2,159	3,185	-	-
⑤ 抵当権付住宅ローン	59	45	-	-	-	-
⑥ 不動産取得等事業向け	3,359	2,869	6	27	-	-
⑦ 三月以上延滞等	0	-	13	12	-	-

(注) 1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2.上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、動産、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続については、当組合が定める事務取扱要領等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額および時価等

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	6,700	6,700	7,504	7,504
非 上 場 株 式 等	2,751	-	2,772	-
合 計	9,452	6,700	10,276	7,504

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

(2) 出資等エクスポージャーの売却および
償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
売 却 益	-	-
売 却 損	-	-
償 却	14	30

(注)損益計算書における損益の額を記載しています。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、
損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	674	1,233

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額
該当ございません。

(注)「貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式および関連会社の評価損益です。

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金
および利益剰余金等により構成されています。

普通出資	発行主体:広島市信用組合 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:23,424百万円
------	--

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ございません。